

自動車保有関係手続のワンストップサービスと 日行連OSSシステムの基礎知識（その1）

＜第一業務部 運輸交通部門＞

はじめに

平成17年12月26日、型式指定車の新車の新規登録で自動車保有関係手続のワンストップサービス（通称：アプレットOSS）が4都府県でスタートしました。

しかし、その後の利用が極めて低調だったため、国土交通省はOSSの利用率を向上させるために、平成19年11月から10都府県（現在は11都府県）で「印鑑証明書等を活用した自動車保有関係手続のワンストップサービス」（通称：ハイブリッドOSS）の運用を開始しました。

その後の利用率拡大を受け、国土交通省では「自動車関連情報の利活用に関する将来ビジョン検討会 中間取り纏め（国土交通省平成26年6月）」、「オン

ライン手続の利便性向上に向けた「国土交通省改善取組計画」について（国土交通省平成26年10月）」、「自動車関連情報の利活用に関する将来ビジョンの公表について（国土交通省平成27年1月23日）」と矢継ぎ早に政策を公表し、工程表では中間登録へのOSSの適用開始を平成29年（4月予定）としています。

現在、日行連のOSSシステムは、型式指定車の新車の新規登録に関して小規模運用中です。既に中間登録への対応も完了していますが、会員からOSS全般に関する質問が数多く寄せられることから、基礎知識の習熟を図るための解説を数回に分けて本誌に掲載しますので、OSSの全体的な流れを把握するための一助として御活用ください。

OSSの基礎知識

1. 自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）の適用工程

平成19年度	型式指定車の新車新規登録	東京、神奈川、愛知、大阪、埼玉、静岡、岩手、群馬、茨城、兵庫の10都府県
平成24年度	型式指定車の新車新規登録	47都道府県に拡大予定 （東日本大震災の影響で延期）
	一部の簡易な中間登録	（東日本大震災の影響で延期）
平成25年度	型式指定車の新車新規登録	奈良県に適用（合計11都府県）
平成28年度	マイナンバー制度	OSSに適用することを検討中
平成29年度	型式指定車の新車新規登録 型式指定車の中間登録	全国に順次拡大予定 （OSSと道府県の徴税システムの接続状況次第）
平成31年度	軽自動車用OSS	軽自動車にOSSを適用予定

2. アプレットOSSとハイブリッドOSSの相違点 比較表 (平成28年1月現在)

＜新車の型式指定車の新規登録＞

開始日	アプレットOSS H17.12.26 ¹	ハイブリッドOSS H19.11.26 ²
OSSシステム	国土交通省のホームページ上に申請画面と送信用のインターフェイスを設置	印鑑証明書等を併用するシステムで、利用者側のプログラムから送信する。
OSSを利用できる者の範囲	公的個人認証・商業登記に基礎をおく法人認証の証明書所持者	代理人としての行政書士と自販連大量・一括申請者用だが1件でも申請可
代理人の範囲	公的個人認証・商業登記に基礎をおく法人認証の証明書所持者	行政書士と法人の自販連だけに限定(販売会社(ディーラー)は利用できない。)
行政書士電子証明書利用の可否	平成20年7月7日から可能	平成19年11月26日から可能
プログラムインターフェイス	国土交通省の専用サイトから申請する。	「データ集約」「電子署名付加」の専用プログラムは利用する側が用意する。
プログラム開発費用	PCの環境設定だけで利用可能	開発費用は高額
開発会社	NTTデータ	NECなど
他の開発会社	なし	自販連・日行連を含め5社
プログラムへの対応状況	国土交通省が申請者本人・代理人(電子証明書所持者)に対応	平成19年、NECが自販連向けに開発日行連は平成23年11月に開発済
使用機器	パソコン・スキャナー ICカードリーダー	パソコン・スキャナー
使用環境	高速インターネット回線	高速インターネット回線
利用可能時間帯	24時間利用が可能だが、利用率は極端に低迷している。	24時間利用が可能だが、別途提出の書類は、運輸支局の業務時間内に限る。
申請中(検査・登録審査)に提出する必要がある物	なし	申請者の印鑑証明・委任状等本人確認ができる書類及び添付書類等(中間登録では申請種別により車検証・譲渡証明書・住民票・登録番号標等が必要となる。)
提出場所	なし	管轄運輸支局・検査登録事務所
申請後に受取が必要な物	車庫標章(警察署又は本部)・車検証・登録番号標(運輸支局)・封印等	車庫標章(警察署又は本部)・車検証・登録番号標(運輸支局)・封印等
国民の負担額	登録印紙代の軽減予定もあり、比較的安価に利用できるが実績はほとんどない。	システム利用料の転嫁等で負担増の可能性はある。(すでに情報管理利用料の転嫁が生じている。)

3. OCR (書面) 申請とOSS (電子) 申請との申請方法の相違点 (型式指定車の新車新規登録)

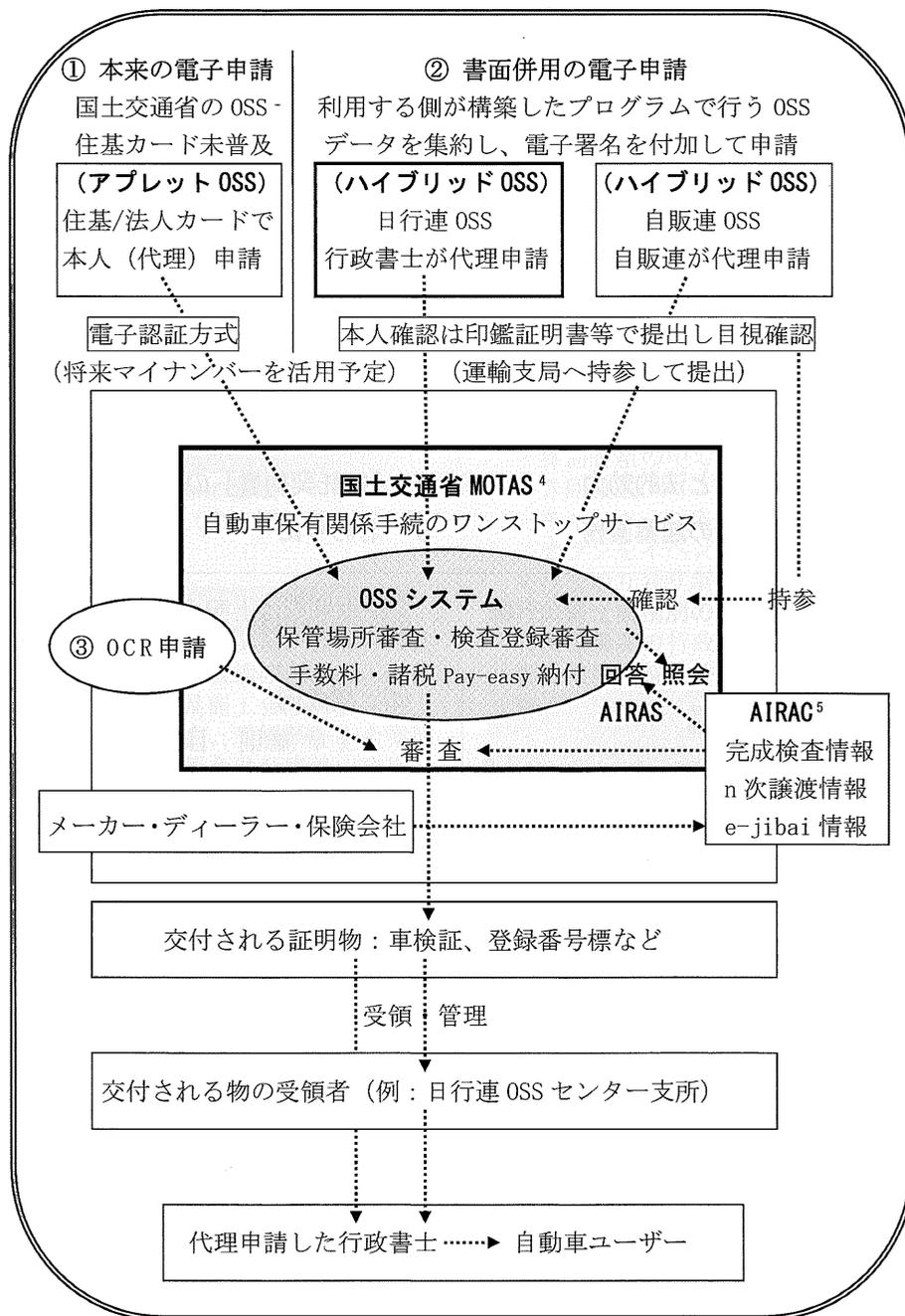
	型式指定車の新車新規登録に必要なもの	申請方法・その他
OCR (書面) 申請	1. OCR申請書 (車両の諸元・住所・氏名等を記入) 2. 手数料納付書 (相当額を貼付) 3. 重量税納付書 (相当額を貼付) 4. 自賠責保険 (添付) 5. 税申告書 (申告と納付) 6. 印鑑証明書 (添付) 7. 委任状 (添付) 8. 保管場所証明書 (添付)	全ての書類を窓口へ提出して審査を受ける。 (譲渡証明書・完成検査終了証情報はAIRASから電子的に提供され、システム上で照合される。)
OSS (電子) 申請	ハイブリッドOSS (日行連OSS・自販連OSS) の場合	
	1. OSS申請画面から車両の諸元・住所・氏名等を入力 2. 手数料納付 (相当額をネット上で納付) 3. 重量税納付 (相当額をネット上で納付) 4. 自賠責保険 (事前にe-jibai手続) 5. 取得税・自動車税 (相当額をネット上で納付)	左記内容をデータで送信し、ネットバンキングで前納・後納する。(譲渡証明書・完成検査終了証情報はAIRASから電子的に提供され、システム上で照合される。)
	6. 保管場所通知申請 (地図・権原書面はJpeg Data ³ (Jpeg Data化する前の書類は、行政書士法の適用範囲))	(※OSS申請では、保管場所証明書の書面添付は不可)
	7. 印鑑証明書 (窓口へ提出 - 目視で確認) 8. 委任状 (窓口へ提出 - 目視で確認)	登録官が本人確認を行った後、OSS審査がスタートする。

4. 自動車登録関係手続及びOSSの手続類型 (型式指定車の新車新規登録)

	登録手続の 類 型	本人申請	代理人申請 行政書士	代理人申請 自販連※
1	OCR (書面) 窓口申請	○	○	○
2	アプレット OSS 保管場所通知申請	○	○	○
	アプレット OSS 登録手続	○	○	○
3	ハイブリッドOSS 保管場所通知申請	×	○	○
	ハイブリッドOSS 登録手続	×	○	○

※OSS申請ができるのは法人としての自販連だけで、販売会社 (ディーラー) は申請できない。

5. 自動車保有関係手続のOCR（書面）申請・OSS（電子）申請のイメージ



1 アプレットOSS (JAVAアプレットを用いた公的個人認証カード等による申請方式)

国土交通省のホームページ内に申請用のサイト <http://www.oss.mlit.go.jp/portal/> がある。行政書士の電子証明書による代理申請が平成20年7月7日から可能となったが、利用できる公的個人認証がされた住基カード (平成20年12月：総発行枚数291万枚の内の81万枚) は、人口比で0.63%であり、殆ど利用されていない状況にある。

平成20年度の会計検査院の報告書では、OSSの稼動から平成20年6月までの2年半における個人ユーザーからの利用数は僅か59件となっている。
(住基カードの普及率:住基カード340万枚 (うち認証カード113万枚) /免許証所持者5,500万人=約2% 平成21年3月31日現在) 平成25年3月31日 累計約744万枚 (失効分を含む。)

2 ハイブリッドOSS (JAVAアプリケーションを用いた印鑑証明書等併用の申請方式)

国土交通省のホームページ内に申請用のインターフェイスはなく、別プログラムから国土交通省のOSSへ申請データを送り込む方式をいい、大量一括申請に対応している。

ただし、本人確認には、住基カードに代わるものとして印鑑証明書、委任状を提出し、運輸支局の登録官が目視で確認をする必要があるため、本来のワンストップサービスとなっていない。なお、プログラムの構築費用は、代理人として利用する側 (自販連、行政書士) 各々の負担とされている。(日行連OSSシステムは、平成23年11月に完成)

3 「Jpeg (ジェイペグ) (Joint Photographic Experts Group)

コンピュータ等で扱われる静止画のデータを圧縮する方式のひとつで、デジカメの写真保存用に多く用いられている。スキャナーで読み取りJpeg化してOSSで利用する場合は、1画像につき解像度を100KB程度に調整する必要がある。

4 「MOTAS (モータス)」

我が国で保有されている自動車 (平成27年8月31日現在約4,700万台/軽自動車 (約3,200万台) を除く。) の登録・検査データを、自動車登録管理センターで一元的に管理している。全国93箇所の運輸支局及び自動車検査登録事務所とセンターの間を回線で結び、新規登録、移転登録、継続検査などの処理情報を、オンラインリアルタイム方式により処理するシステムをいう。従って、OSSはMOTASを構成しているシステムの一部ということになる。

5 「AIRAC (アイラック) (自動車情報管理センター)

自動車検査登録情報協会が運営している自動車情報管理センターの略称をいう。自動車保有関係手続に必要な完成検査終了証・譲渡証明書・自賠責 (共済) 証明書等、民間証明書発行機関が発行する証明書情報の管理を行い、行政機関からの照会にシステム上で回答する役割を担っている。そのシステムをAIRAS (アイラス) という。